

議長（伊達忠一君） 御異議ないと認めます。
よつて、本決議案を議題といたします。

牧野たかお君外一名から、賛成者を得て、

本決議案の議事における発言時間は趣旨説明については十五分、討論その他については一人十分に制限することの動議が提出されました。

これより本動議の採決をいたします。

足立信也君外四十九名より、表決は記名投票をもつて行われたいとの要求が提出されております。現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よつて、表決は記名投票をもつて行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参考氏名を点呼〕
〔投票執行〕

議長（伊達忠一君） この際、お諮りいたします。

吉川沙織君外一名発議に係る議院運営委員長山本順二君解任決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とする」と御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔参考投票計算〕
〔議場開鎖〕

議長（伊達忠一君） これより開票いたします。投票を参考に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔投票箱閉鎖〕

投票を参考に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

す。

議長（伊達忠一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数	一百三十七票
白色票	百六十四票
青色票	七十二票

よつて、本動議は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

議長（伊達忠一君） これより発議者の趣意説明を求めます。吉川沙織君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

今朝九時三十分の議運理事会並びに九時四十分の議院運営委員会で与野党各会派、院内交渉会派で合意した議事日程は、議了案件の採決並びに昨日提出をいたしました内閣府特命担当大臣並びに法務大臣に対する問責決議案の処理のみでございました。

私は、ただいま議題となりました山本順二議院運営委員長解任決議案に対し、会派を代表して、

提案の理由を御説明申し上げます。

今回もまた、昨年の十一月十四日[引]き続き、多数の専制により、本決議案の議事における趣旨説明は十五分、討論その他の発言時間は一人十分に制限するとの動議が与党から提出されたことに遺憾の意を強く表明いたします。

良識の府たる本院で、各議員に認められた最も基本的な権能の一つである発言権を制限する」と

は、多數の専制による少數派の意見の抑圧にほかなりません。しかも、この議事に入つてから自民党議員の多くがこの議場を退席しております。本会議の定足数を満たす責任は最大会派にある、それは基本だと思います。

今日は九時三十分から議院運営委員会の理事会が予定どおり開会をされ、九時四十分から議院運営委員会がこれまた予定どおり開会をされ、本日の本会議は十時にベルが鳴り、十時一分に議長がギヤベルをたたき、開議となりました。

今朝九時三十分の議運理事会並びに九時四十分の議院運営委員会で与野党各会派、院内交渉会派で合意した議事日程は、議了案件の採決並びに昨日提出をいたしました内閣府特命担当大臣並びに法務大臣に対する問責決議案の処理のみでございました。

私は、ただいま議題となりました山本順二議院運営委員長解任決議案に対し、会派を代表して、

提案の理由を御説明申し上げます。

今回もまた、昨年の十一月十四日[引]き続き、多数の専制により、本決議案の議事における趣旨説明は十五分、討論その他の発言時間は一人十分に制限するとの動議が与党から提出されたことに遺憾の意を強く表明いたします。

良識の府たる本院で、各議員に認められた最も基本的な権能の一つである発言権を制限する」と

なりました「法務委員会において審査中の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案について、速やかに法務委員長の中間報告を求める」との動議」をこの際議題とするとの動議が議事日程に追加をされました。

我が良識の府参議院は、今から七十年前に現行憲法下で、五円[一]十日[一]の第一回国会においてその産声を上げました。良識の府として、国会法や先人が築いてきた規則や先例にのっとって議会運営を、議事運営を行つてきたはずです。その中で、確かに中間報告の規定は国会法第五十六条の二にてござります。ただ、その規定につきましては、「特に必要があるときは、中間報告を求める」と「できる」、「のよつた規定になつております。つまり、例外的であるならば、それは皆さんが納得できる理由がなければ」これをやつてはならない。だからこそ、中間報告の過去例は、直近の例でいえば、この議場にその当時いらっしゃった議員もいらっしゃいますが、平成二十一年七月十日、十二日、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案、これは中間報告となつておりますが、これは政党間の対立というよりも、むしろ委員会で議決を採ることが逆に議員間の対立を深めるか

見送つてくれないか。しかも、先ほど議事日程に

すので、これは今出されている中間報告の事例とは異なります。

その前の例でいえば、第百六十六回国会、平成十九年六月三十日、国家公務員法等の一部を改正する法律案、その前は、第百五十九回国会、平成十六年六月十四日、金融機能の強化のための特別措置に関する法律案及び預金保険法の一部を改正する法律案、その前の例は、第百四十五回国会、平成十一年八月十一日、住民基本台帳法の一部を改正する法律案、全て野党の委員長に対して中間報告を求める動議が出され、じくじたる思いで野

党的委員長は中間報告の求めに応じて中間報告をさせられたといつておられます。

このよつた形で、委員会中心主義を取つてている参議院において、委員会での審議を途中で打ち切り、本会議でその議事を決するよつなことは、立法府の我が良識の府参議院としての自殺行為であると嘆わざるを得ません。

昭和三十八年七月五日、参議院「野党各派の申合せ」、このよつたことが中間報告において行われております。

参議院の各会派は、議院の正常な運営を図るために、少数意見の尊重と議員の審議権確保に留意するとともに、議院の品位と秩序の保持に互に協力することとして、次のとおり申し合わせた。

心主義を採用しておる国会法の趣旨にかんがみ、みだりに行なわないものとする」と。一、「中間報告に関連し、本会議の運営が混乱した実情にかんがみ、今回のよつた中間報告は行なわないよう努力すること。

これは、昭和三十八年七月五日、議会の先人が与野党各派で申し合わせた内容でござります。だからこそ、平成に入つてから、中間報告の例は、野党に求めた三例並びに臓器移植法案のみとなつております。その前の例は、私が生まれる前の昭和五十年の例が最後です。

良識の府たる参議院で、法律案の審議において、従来から委員会中心主義を貫き、実質的審議を深めてくることができたのは、議会の先人が築いてきた伝統と努力によるものです。そのいすれにも代え難き良き伝統をいつも簡単に踏みにじる今回の理不尽極まりない中間報告の議事の日程の追加を議院運営委員長は容認されてしまったのです。

国会法第五十六条の二に基づいて、今、中間報告を求めることの狙いは、報告後直ちに本会議による審議と採決を强行しようとするものではないでしょうか。従来から委員会中心主義を取つてきた本院として中間報告を行つことは、委員会の審議権を侵害する」とあり、絶対に容認することはできませんし、今後の議院運営にも大きな禍根を残すこととなるのではないかと、大きな危惧を抱いています。

一匹の妖怪が徘徊しています、今、行政独裁という妖怪が。治安維持法が国民を萎縮させた昭和初期の政治体制を昭和の妖怪と言つなら、よりまがまがしい行政独裁といつ平成の妖怪に国民は苦しめられています。昨年五月十六日、私は立法府の長であると衆議院予算委員会で発言し、慌てて答弁訂正した総理の真意は、独裁的に行政運営するとの意思表示だったのでしょうか。立法も司法も行政の下に隸属する国家は、まさに行政独裁国家です。

官邸、内閣に権限を集中し、総理の権限が一層強化される中で、公務員は周囲の空気を読み、そんたくしつつ、自由な主体的意識を持つことなく、自らの良心を行動の制約とせず、より上位の者に抑圧、規定され、その抑圧を下位の者に順次移譲していく抑圧移譲の原理の下で働いています。

総理は形跡をとどめず指示を出し、総理周辺からの各種働きかけにより、各行政主体は総理の意向を推し量り、責任の帰属の明確化を避けつつ、曖昧な行政運営が冥々行われています。ただただ総理へのそんたくによつて事態が雲だるま式に重大化してしまい、かといって、総理はもとより誰も結果責任を取らない、丸山真男が言つ日本特有の統治構造である無責任の体系がよみがえったのです。この総理の行政独裁を法的に支えるのが、

米国デザインの特定秘密保護法、安保関連法、そして米国のシステムを利用し個人情報を大量に収集するためのいわゆる共謀罪法案なのです。

政府権力の腐敗や濫用から国民の自由と権利を保護するため、政府の行動を国民の監視の下に置くところ、民主主義制度を根底から覆し、国民を監視する大量監視社会を実現しようとするのが現政権の狙いです。

共謀罪法案は、テロ対策のため、オリンピック・パラリンピックのため、国際組織犯罪防止条約のため、一般人は处罚対象にはならないなどといったそで固めた理由で国民を欺き、政府への批判的活動を弾圧するため、捜査権限を肥大化させ、一般市民の自由や権利を過剰に制約するものです。国民全体を監視するよつたこれまで日本になかった監視文化を醸成し、公安警察が猛威を振るつたよつた暗い時代を再現させようとするのでしょうか。

ただ、実体は、前文部科学次官の発言に対する一部メディアや官邸からの脊髄反射的な人格攻撃からも明らかのように、共謀罪法案は、既に秘密裏に進む個人情報の収集活動を裏の活動から表の活動へと法的に追認するものと言えましょう。

共謀罪法案には国際ペンクラブなどの国際的批判も強く、言論と自由に関する国連特別報告者も、プライバシーや表現の自由を制約する懸念がある

とし、同報告書では、政府がメディアに対しても直接又は間接的に働きかけている、安全保障を根拠とした情報統制が進んでいることが日本の民主主義基盤を損なわないよう注意する必要があることなどが指摘されています。

国連人権委員会での報告に対する日本政府の批判に対して、世界は納得できることでしょう。総理自身もメディアを選別し、自分の主張や反論を意図的に示す言論操作をしてくるのですから。報道、言論、表現の自由度が圧倒的に低いという国際的評価のとおりです。

それでは、なぜ総理はこれほどまでに無謀な共謀罪法案を成立させようとするのでしょうか。それは、総理年来の宿願であり、米国が反対する憲法改正を実現するため、ひたすら米国の意向に沿いつつ、そんたくにそんたくを重ねて、情報統制国家にしようとするのが総理の真意でしょう。

米国は明確な意見を表示しているわけではなく、そこには米国をリーダーとする形を変えた無責任の体系が見て取れるのです。もちろん、そこでは総理と志を一にする人間以外の国民の意思などは一顧だにされていないことは言つまでもあります。

これらの民主主義基盤を切り崩す政策を進めるため、総理は国民の意見が大きく二分される重大な政策変更を、多数決を錦の御旗に、数の暴力で

ある採決の強行を続けており、これはJ・S・ミルが語つた多数の專制そのものです。多数の專制ににおいては、多数派は、国民の多数を代表するとの義基盤を損なわないよう注意する必要があることとし、同報告書では、政府がメディアに対しても直接又は間接的に働きかけている、安全保障を根拠とした情報統制が進んでいることが日本の民主主義基盤を損なわないよう注意する必要があることなどが指摘されています。

将来世代への影響が大きく、現在、喫緊の課題である巨額の長期債務残高を抱えながら、国際公約であるその解消策について政府は真摯な姿勢を示さない一方で、テロやオリンピック・パラリンピック、北朝鮮の不安を喧伝しつつ、国民生活に甚大な影響を与える民主主義基盤の侵害を強引に進めています。多数の專制の弊害を避けるためには、徹底した自由な討論と少數意見の保障が不可欠であるにもかかわらず、現政権は、我が立法府をコントロールし、十分な審議の尊重などは眼中にないからこそ、中間報告を求める動議などを出してきたのではないでしょうか。

マックス・ウェーバーは、政治家を、自分の理念を語る言葉に自ら酔つてしまつ傾向の心情倫理型政治家と、結果に対する責任を心の底から感じることができ、自分の語る理念の行方を冷めた目で見守る覚悟がある成熟した責任倫理型政治家に分けています。政治家はこの心情倫理と責任倫理とのバランスが重要とされますが、現総理は心情

倫理が突出し、責任倫理のかけらも感じられません。

老子第六十六章には、民に上たらんと欲すれば、必ず言をもつてこれにトドリ、民に先んぜんと欲すれば、必ず身をもつてこれにおくるとあります。

統治者は謙虚であれとして、統治者となつて人民の上に立ちたいと望むない、必ず自分の言葉を謙虚にして人にへりくだり、指導者になつて人民の先頭に立ちたいと望むなり、必ず自分の振る舞いを抑えて人の後から付いてこくよつた謙虚な態度が必要であるとされています。

これまで、疑惑などが発覚し政治道徳あるいは政治倫理上の説明責任を果たせない場合、政策的破綻よりも政治倫理上の説明責任を重視し、自らに対する国民からの説明不足を指摘する声に配慮し出処進退を決めてきたのがこれまでの政治家でした。

といふが、道徳教育に熱心な総理や官房長官は、国民が求める十分な説明を無視し、ノーコメントや答弁をそらし、証人喚問を否定し、証拠書類を出示不明の怪文書として立証責任を転嫁し、前文部科学次官などのイメージを悪く印象操作するなど、およそ謙虚な統治者像とは真逆の唯我独尊、高圧的な姿勢を貫いています。

議長（伊達忠一君） 吉川君、時間が経過しております。簡単に願います。

吉川沙織君（続） 総理にも官房長官にも、過ちは改めむにしくはなしといつ真摯な姿勢は全くなく、全てを政治闘争と考えて田口の非を認めなさいのです。

各国民が行えば不公正と非難される行為も国が行えば公正となるのでしょうか。森友問題、加計問題は共に官僚の無責任な体系を悪用し……

議長（伊達忠一君） 吉川君、時間ですので、簡単に願います。

吉川沙織君（続） 原則非公開の行政内部手続きを通じた国家的便宜供与のロンダリングにほかならないのです。

これまで、疑惑などが発覚し政治道徳あるいは

政治倫理上の説明責任を果たせない場合、政策的破綻よりも政治倫理上の説明責任を重視し、自らに対する国民からの説明不足を指摘する声に配慮し出処進退を決めてきたのがこれまでの政治家でした。

といふが、道徳教育に熱心な総理や官房長官は、

國民が求める十分な説明を無視し、ノーコメント

や答弁をそらし、証人喚問を否定し、証拠書類を

出示不明の怪文書として立証責任を転嫁し、前文

部科学次官などのイメージを悪く印象操作するな

ど、およそ謙虚な統治者像とは真逆の唯我独尊、

高圧的な姿勢を貫いています。

議長（伊達忠一君） 吉川君、時間が経過して

おります。簡単に願います。

吉川沙織君（続） 総理にも官房長官にも、過ちは改めむにしくはなしといつ真摯な姿勢は全くなく、全てを政治闘争と考えて田口の非を認めなさいのです。

各国民が行えば不公正と非難される行為も国が行えば公正となるのでしょうか。森友問題、加計問題は共に官僚の無責任な体系を悪用し……

議長（伊達忠一君） 吉川君、時間ですので、簡単に願います。

吉川沙織君（続） ひたすら最終目標である憲法改正に向け暴走する現総理は、即刻退陣すべきです。

以上、申し述べてきたような重大な政治状況の中で、日本の民主主義基盤を破壊するような行政独裁を食い止めることこそが、憲法が規定する権力分立の下にある国会に本来求められている最も重要な役割のはずです。

ところが、現政権の暴走を抑止するどこのか、行政府の意向を常にそんたくし、多数の専制を助長し、立法府の存在意義、良識の府である参議院の価値を毀損する国会運営を行わんとする山本議院運営委員長に解任決議案を出されんを得ません

でした。

行政府だけでなく、立法府も総理を頂点とした無責任の体系に繰り込まれており、総理の発言どおり、実質的には総理が立法府の長状態になっています。行政独裁を進める現総理の「党多数による横暴に対し、立法府たる国会としても強く抗議の声を上げ、阻止しなければならないのです。（発言する者あり）もう少しで終わりますので、もう少しだけお時間いただけませんでしょうか。今日の議事日程は一大臣の問責決議案で終わるはずだったんです。

議長（伊達忠一君） 吉川君、時間が相当経過しております。まとめてください。

吉川沙織君（続） その議事日程の追加をされたからこそ、残念ながら議院運営委員長に解任決議案を出されざるを得なかつた、この思いを分かつてください。中間報告をこのよつた形で求めるひとの動議を出して、法案を委員会から奪い、本会議で議事を決するよつたこんな議事運営、あつていいわけありません。

この危機的状況の中で、国民の代表として将来世代に対する説明責任を果たすためにも、現政権に強く抗議しつつ、山本議院運営委員長の解任を求めて、私の提案理由の説明を終わります。（拍手）